

緊急人材育成支援事業

(基金訓練、訓練・生活支援給付金)

ご案内

「緊急人材育成・就職支援基金」により、新たに、雇用保険を受給できない方への職業訓練と訓練期間中の生活保障のための給付制度が創設されました。

厚生労働省

都道府県労働局・ハローワーク

中央職業能力開発協会

(H220326)

緊急人材育成支援事業とは？

深刻な経済危機の中で、製造業を中心とした雇用調整により離職を余儀なくされた方等について、失業期間の長期化などが懸念されるところです。

このため、国の平成21年度補正予算により、新たに、雇用保険を受給できない方への職業訓練（「基金訓練」）と生活保障のための給付制度（「訓練・生活支援給付金」）、融資制度（「訓練・生活支援資金融資」）が創設されました。

雇用保険の受給資格がある方であっても、公共職業訓練に適切な訓練コースがなく、基金訓練の定員に余裕がある場合などは、基金訓練を受講できることがあります。

基金訓練のあらまし

基金訓練とは、専修・各種学校、教育訓練企業、NPO法人、社会福祉法人、事業主などが、中央職業能力開発協会により訓練実施計画の認定を受けて実施する、以下の内容の職業訓練です。

- 1 職種に関わりなく再就職に必要なITスキル等（文書作成、表計算・図表作成、プレゼンテーション制作など）を習得するための3か月程度の訓練
- 2 医療、介護・福祉、IT、電気設備、農林水産業、その他地域で必要とされる人材に求められる基本能力から実践能力までを習得するための3か月～1年程度の訓練
- 3 社会教育、環境保全などの社会的事業等分野で就職したり、事業の担い手となるために必要な技能を習得するための3か月～1年程度の訓練

受講料は無料ですが、テキスト代等の実費を負担いただく場合があります。

訓練の情報は、中央職業能力開発協会ホームページ(<http://www.javada.or.jp/kikin/areamap.html>)又は最寄りの労働局、ハローワークで確認できます。

基金訓練を受講できる方

基金訓練は、訓練開始予定日において、次の から までのいずれにも該当する方が受講することができます。

ハローワークに求職申込みを行っている方

ハローワークにおいて、キャリア・コンサルティングを受けて、基金訓練のあっせんを受けた方

訓練を受けるために必要な能力等がある方

過去に公共職業訓練を受講したことがある方は、訓練修了後1年以上経過し、かつ、平成21年6月8日以降に受講を修了した公共職業訓練の期間と、新たに受講しようとする訓練の期間が合計して24か月を超えない方

再就職のために必要ないとハローワークが判断した場合には、上記の条件を満たしていても、希望した訓練を受講できない場合があります。また、訓練の受講に当たっては、訓練の実施機関において、一定の選考（面接・筆記問題等）が行われる場合があります。

基金訓練を受講する方は、一定の要件を満たせば、訓練・生活支援給付金の支給を受けることができます。

訓練・生活支援給付金のあらし

雇用保険を受給できない方が、ハローワークのあっせんにより基金訓練または公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば、訓練期間中の生活保障として、訓練・生活支援給付金が支給されます。

支給対象となる要件

以下のすべてに該当する方が対象となりますが、この他にも支給要件がありますので、必ずハローワークの窓口で確認を受けてください。
(9ページに支給要件に関するチェックリストがありますので、そちらもご利用ください。)

ハローワークに求職登録されている方で、ハローワーク所長のあっせんを受けて、基金訓練または公共職業訓練を受講する方
雇用保険の求職者給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できない方

世帯の主たる生計者である方(原則として、申請時点の前年の状況によります。)

平成22年3月卒業(予定を含む)で就職未決定の学生・生徒(中学校、高等学校、高等専門学校、大学(大学院、短期大学を含む。))等の方は、この要件は適用しません。

申請時点で年収見込みが200万円以下、かつ世帯全体の年収見込みが300万円以下の方

世帯全体で保有する金融資産が800万円以下の方

現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない方

過去3年間に不正行為により、国の給付金等の支給を受けていない方

～ については、訓練・生活支援給付の受給資格認定申請を行うときに、訓練・生活支援給付受給資格認定申請書にこれらの要件を満たすことの証明書類をハローワークの受付窓口へ提出し、確認を受けてください。

公共職業訓練を受講している方も、要件に該当すれば訓練・生活支援給付金の支給を受けることができます。

雇用保険を受給している方が基金訓練を受講する場合には、訓練延長給付の対象とはなりません。この場合、雇用保険の受給が終了後、～ の要件に合致すれば、訓練・生活支援給付金の支給を受けることができます。

訓練・生活支援給付金の支給額

職業訓練の支給額は次のとおりです。

被扶養者のいる方	12万円(月額)
それ以外の方	10万円(月額)

訓練・生活支援給付金を受給するためには、1算定基礎月における訓練への出席日数が8割以上必要です。出席日数が8割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません。

訓練・生活支援給付を受けた月数がそれ以前に訓練・生活支援給付を受けた月数と合計して24か月を超える場合には、支給は終了します。

算定基礎月における訓練の日数が10日に満たない場合は、支給されません。

この給付金は、所得税の対象となりますので、確定申告が必要となる場合があります。

算定基礎月とは...

これから訓練を開始する方は訓練開始日を、既に訓練を受講中の方は受給資格認定申請日の翌日(雇用保険受給者は、支給終了日前に受給資格認定申請を行った場合は、支給終了日の翌日)を、それぞれ起算日として、翌月の応当日の前日までを1算定基礎月として数えます。

例えば、8月3日から開始される基金訓練の開始日から給付を受ける場合には、8月3日から9月2日まで、9月3日から10月2日まで...となります。

算定基礎月は、中央職業能力開発協会から送付される訓練・生活支援給付受給資格者証に記載されています。

訓練・生活支援資金融資のあらまし

訓練・生活支援資金融資は、訓練・生活支援給付の支給対象となる方で、訓練・生活支援給付では生活費が不足する方等を対象にした貸付で、8月3日から労働金庫で取り扱います。

融資の上限額	被扶養者のいる方：月額8万円 それ以外の方：月額5万円
貸付利率	3.0%

貸付の申込みに当たっては、訓練・生活支援給付の受給資格認定申請を行ったハローワークにおいて、「訓練・生活支援資金融資貸付要件確認書」など必要な書類の交付を受けた上で、最寄りの労働金庫に直接申し込むことが必要です。

貸付申込みに当たって必要な書類等 ハローワークで交付を受ける書類

- ・「訓練・生活支援資金融資貸付要件確認書」(3cm×4cmの顔写真を貼付)
- ・「訓練・生活支援給付認定申請確認書」

金融機関の申込みに当たって必要な書類等

- ・ハローワークで交付を受けた「訓練・生活支援資金融資貸付要件確認書」と「訓練・生活支援給付受給資格認定申請確認書」
- ・中央職業能力開発協会から送付される「訓練・生活支援給付受給資格者証」
- ・印鑑、本人確認書類(運転免許証、各種健康保険証、外国人登録証明書、旅券等)

ハローワークにおいて、訓練・生活支援資金融資貸付要件確認書の交付を受けた方であっても、金融機関の貸付審査により、訓練・生活支援資金融資は受けられないことがあります。

また、次の事項にご注意ください。

- ・多重債務のある方や自己破産者等の返済困難な方、就職安定資金融資等を受けていて既往融資が延滞している場合等は、訓練・生活支援給付が受けられる方でも、貸付が受けられないことがあります。多重債務のある方については、任意整理で解決することが確認できた場合は、貸付が可能となることもあるので、本人が労働金庫に申し出て相談してください。
- ・生活に必要な額と返済額を考慮して、返済時の生活に貧窮しないよう借りすぎには注意してください。

訓練修了後6か月後までに6か月以上の雇用が見込まれる就職をして、雇用保険一般被保険者資格を取得した場合には、貸付額の50%に相当する額の返済が免除されます。(被保険者資格を取得した翌月の15日までに、所定の様式による就職届をハローワークに届けることが必要です。)

訓練・生活支援給付金を受給するためには

訓練・生活支援給付金の受給のための申請は、現在の住所又は居所を管轄するハローワークにおいて受け付けます。

新たに訓練を開始される方と申請時点で既に訓練を受講中の方とでは、申請の流れが異なります。

具体的な申請の流れは次のとおりです。

新たに訓練を受講される方

ハローワークへ求職申込み

ハローワークで職業相談、キャリア・コンサルティングを受けます。

受講申込み

訓練受講決定

受講あっせん

受給資格認定申請

訓練の受講が決定した方は、速やかにハローワークで受講あっせんを受け、同時に、「訓練・生活支援給付受給資格認定申請書」を現在の住居所を管轄するハローワークに提出してください。

訓練・生活支援資金融資の貸付を希望する方は、「訓練・生活支援資金融資貸付要件確認書」等の交付を受けてください。

基金訓練及び公共職業訓練の各コースの内容は、ハローワークに確認してください。基金訓練の内容は、中央職業能力開発協会ホームページ (<http://www.javada.or.jp/kikin/areamap.html>)にも掲載しています。

受講が適切と判断された方には、「基金訓練受講申込書」が交付されます。ご自身で、訓練の実施機関に基金訓練受講申込書を送付して、受講申込みを行います。

ハローワークから、訓練・生活支援給付の受給資格認定申請に必要な書類が交付されますので、ご自身で、9ページのチェックリストにより、支給要件を満たしているか確認してください。ご不明な点はハローワークにお問い合わせください。

訓練の実施機関によって選考がある場合があります。

訓練の実施機関から受講申込者本人に直接「選考結果通知書」が郵送されます。受講が決定した方は、速やかに、現住所を管轄するハローワークで「受講勸奨通知書」の交付を受けてください。

既に訓練を受けている方は、現住所を管轄するハローワークで受給資格認定申請をしてください。

「訓練・生活支援給付受給資格認定申請書」、「訓練・生活支援資金融資貸付要件確認書」は、の際に、ハローワークから交付された書類です。訓練・生活支援給付受給資格認定申請書のほか、支給対象となる要件(2ページ)を確認するための書類、顔写真(3×4cm)及び給付金の振込先となる口座の通帳のコピー等の提出が必要となります。(添付する書類の詳細は、7ページをご覧ください。)

中央職業能力開発協会による審査

ハローワークにおいて要件を確認後、ハローワークから中央職業能力開発協会に申請書類を送付します。

審査結果の通知

中央職業能力開発協会が申請者に審査結果を通知します。
受給資格が認定された方には、以下の書類を現住所へ送付します。

- ・「訓練・生活支援給付受給資格者証」
(支給申請時に必要となりますので大切に保管してください。)
- ・「訓練・生活支援給付受給資格認定通知書」
支給要件を満たしていると認められなかった場合は、「訓練・生活支援給付受給資格不認定通知書」を現住所へ送付します。

訓練・生活支援 資金融資の貸付 申込み

訓練・生活支援資金融資の貸付を希望される方は、訓練・生活支援給付受給資格者証を持参して、労働金庫に本人が出向いて申込みをしてください。

ハローワークへの申請が遅くなると、訓練開始までに審査結果が通知できないことがあるので、早めの手続きをお願いします。

訓練開始後各訓練の実施機関へ支給申請書等を提出してください。

訓練・生活支援給付受給資格者証に記載してある算定基礎月を確認して、必ず、毎月の算定基礎月が終了後、訓練の実施機関に提出書類を提出してください。

提出がない場合は、給付金は支給されません。また、提出が遅れた場合は給付金のお支払いが遅れることがあります。

給付金支給申請

訓練の実施機関への提出書類

- ・「訓練・生活支援給付受給資格者証」
ハローワークで出席状況の確認をした後に返却されます。
翌月以降の支給申請に使用しますので、保管しておいてください。
- ・「訓練・生活支援給付金支給申請書」
- ・「委任状」(初回申請のみ提出)
- ・「誓約書」(2回目以降提出)
訓練の実施機関から配付されます。

支給申請の時期

- ・初回の申請: 訓練・生活支援給付受給資格者証が届いたらすぐに提出
- ・2回目以降の申請: 算定基礎月の訓練が終了するごとに提出
- ・最後の申請: 算定基礎月の次の訓練を実施した日が10日となった日以降

中央職業能力開発協会による審査

法令の定めがある事由*により出席できなかった場合を除き、訓練への出席日数が8割以上ないと、以後の支給が停止されます。

*例えば、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づき裁判へ参加する場合等
これ以外の個人的な事情(冠婚葬祭や病気、怪我など)により出席できなかった場合は、出席したことになりません。

第1回目の給付金のお支払いは、訓練開始前に受給資格認定申請をした場合には、訓練開始日から概ね2~3週間後となります。それ以降は、毎月、支給申請を遅れずに行った場合は、概ね同じ時期に支払われます。ただし、銀行のシステム障害等やむえない事情が発生した場合は、振込日が数日遅延する場合がありますので、予めご了承ください。

出席日数を満たしていない等の理由により、不支給と決定された場合は、中央職業能力開発協会から「訓練・生活支援給付不支給決定通知書」を現住所へ送付します。また、以後の給付金は支給されませんので、ご承知願います。

給付金のお支払い

訓練・生活支援給付金の申請に必要な添付書類等は以下のとおりです。

1. 本人確認書類

- ・運転免許証、各種健康保険証、国民年金手帳、母子健康手帳、外国人登録証明書、住民基本台帳カード(氏名、住居、生年月日の記載のあるもの)、旅券その他顔写真が貼付されている官公庁発行書類等で、氏名、住居、生年月日の記載があるもの
- ・これらが用意できない場合は、住民票記載事項証明書及び公共料金の領収書(双方とも必要となります。)

2. ハローワーク所長の受講勧奨通知書又は受講推薦通知書

3. 世帯の主たる生計者であることを確認する書類

- ・世帯の構成者全員(義務教育年齢以下の者を除く)の申請時の前年の1年間における所得を証明する書類(源泉徴収票、確定申告書の控え(受付印があるもの)、市区町村が発行する所得証明書等)
- ・長期の失業等により、前年の所得が世帯の状態を表していない場合には、世帯の構成者全員の前々年又はその前年の1年間の所得を証明する書類

4. 年収を確認する書類

- ・世帯の構成者全員(義務教育年齢以下の者を除く。)の前月分の収入を証明するもの(給与明細書又は年金、報酬等が定期的に入金されていることが確認できる預金通帳等)
- ・無収入の方については、市町村が発行する前年分の所得証明等(高校生は在校証明書)
- ・無収入であるにもかかわらず、離職の時期により、所得証明等ではそのことが確認できない方は、その後に離職したことを証明する書類(離職票、解雇通知書等)

なお、母子・父子世帯等、特別の事情がある場合は、年収額から特別控除額を控除した額で判定します(11ページの別表をご参照ください。)

5. 世帯の金融資産を確認する書類

- ・世帯の構成者が保有する申請時の残高が100万円以上のすべての預貯金の通帳又は残高証明書

6. 被扶養者の有無を証明する書類

- ・前年の源泉徴収票、各種健康保険証の被扶養者氏名欄又は被扶養者の被保険者カード等

7. 給付金の振込先の通帳(氏名、口座番号が記載されたページ)のコピー

上記の添付書類をご用意いただくことが困難な場合は、ハローワークの窓口でご相談ください。

訓練・生活支援給付金の支給に関するお願い

訓練・生活支援給付金を正確にお振り込みするために以下のことをお願いします。

1. 訓練期間中に口座の解約はしないようにしてください。
2. 訓練期間中に振込口座を変更することは原則としてできません。
3. 結婚等により氏名、住所、振込口座等を変更する場合は、速やかに、各訓練の実施機関を通じて、ご連絡願います。

注 意

偽りその他不正の行為により給付金の支給を受けた、又は受けようとした場合は、給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額及び利息の返還納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。

また、中央職業能力開発協会又は中央職業能力開発協会の依頼を受けた労働局若しくはハローワークが申請内容について調査を行う場合には、申請者は、これに協力しなければなりません。

ご相談の窓口

職業訓練に関するご相談は、最寄りのハローワークで受け付けています。

最寄りのハローワーク www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html

訓練・生活支援給付に関するお問い合わせは、中央職業能力開発協会
で受け付けています。

中央職業能力開発協会 <http://www.javada.or.jp/kikin/index.html>

〒112-8503 東京都文京区小石川1 - 4 - 1

住友不動産後楽園ビル10階

電話： 03 - 5800 - 3626